資料2

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現

3 竹富町観光案内人条例

観光ガイドの免許制度遵守事項や質の向上

4 西表島エコツーリズム 推進全体構想 フィールドの利用ルール、

立入り制限等

2 入域料の導入の検討 観光管理の中心となる組織の検討

自然環境保全・観光管理のための資金と実施体制の確保

1 持続的な西表島のための来訪者管理基本計画 観光客の受入方針/受入容量の設定/利用の計画的誘導 など

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現

3 竹富町観光案内人条例

観光ガイドの免許制度 遵守事項や質の向上 4 西表島エコツーリズム 推進全体構想 フィールドの利用ルール、

立入り制限等

2 入域料の導入の検討 観光管理の中心となる組織の検討

自然環境保全・観光管理のための資金と実施体制の確保

(1) 持続的な西表島のための来訪者管理基本計画 観光客の受入方針/受入容量の設定/利用の計画的誘導 など

【はじめに】

• 検討の位置付け

西表石垣国立公園の利用者(観光客)から国立公園の 自然環境を保全するための資金を負担してもらう仕組み を構築できないか?

全国の国立公園でも同様に検討が開始されている。

【目的】

西表島の自然環境を保全するために、観光客などの利用者から資金を集めて必要な取り組みに使える仕組みを作る。

自然環境の保全

持続的な観光の実現

取り組み

- · 自然環境保全
- ・基盤施設の適切な管理

など

例えば...

西表島を訪れる観光 客から「入域料」を 払ってもらう

利用者負担による 資金の確保

【入域料の検討の基本的な考え方】

- ① 観光推進ではなく、自然環境保全のため(適正な利用)
- ② 住民ではなく、観光客に負担してもらうことが基本
- ③ 観光客の削減ではなく、環境保全の資金確保のため

金額	訪問者数	訪問者率	人数抑制効果	費用捻出効果
0円(現状)	315, 300 人	1. 4442	0人(0%)	0円
100円	313,734 人	1. 4370	1,566 人 (0.497%)	3,137 万円
300 円	310,626 人	1. 4228	4,674 人 (1.48%)	9,319 万円
500 円	307, 549 人	1. 4087	7,751 人 (2.46%)	1億5,377万円
1000円	299, 989 人	1. 3741	15, 311 人 (4. 86%)	2億9,999万円
3000円	271, 562 人	1. 2439	43, 738 人 (13. 9%)	8億1,469万円
5000 円	245, 829 人	1. 1260	69, 471 人 (22. 0%)	12億2,914万円
10000円	191,664 人	0. 8779	123, 636 人 (39, 2%)	19億1,664万円

5

【資金の使い道】

以下のような使い道を想定

自然環境保全

- イリオモテヤマネコ などの交通事故対策
- 自然環境への影響の モニタリング調査
- 海岸漂着ごみ対策
- 外来種駆除

適切な管理

- 歩道や設備等の維持管理
- 観光客の出す排水やゴミの 処理、トイレの維持管理
- 観光利用の実態調査
- 西表島の観光管理や環境保 全を担う組織の運営

など







写真:環境省及び沖縄県ウェブサイトより引用

【管理運営体制:組織の設立】

• 入域料を管理運用する組織(財団)を設立することを想定

(仮称)西表財団の設立

- ・入域料の管理と運用、保全事業の実施
- ・観光案内人(ガイド)の免許制度の運営
- ・特定のエリアへの観光立入りの手続き
- ・自然環境のモニタリング、調査など

西表島の環境保全および観光管理の様々な取り組みの中心となるような組織を目指す

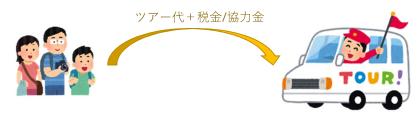
7

【徴収方法の例】

①船代に上乗せして徴収



②観光ガイドの利用者から徴収



③ その他(観光施設利用者から徴収など)

【制度的な位置付け】

税金(法定外目的税)

メリット

• 安定して資金確保ができる

デメリット

- 総務省の同意が必要
- 町の条例が必須
- 使い道や徴収対象に制約がか かる可能性がある

強制力あり

協力金

メリット

- 使い道や徴収対象を柔軟に設定できる
- 法令等の裏付けは必須でない

デメリット

任意徴収のため、資金確保が 不安定

強制力なし

9

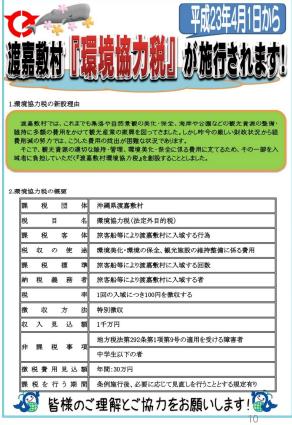
【事例1】税金の場合

「環境協力税」渡嘉敷村

*伊是名村、伊平屋村、座間味村でも同様の税を 導入済み)

- 入域1回につき100円 (住民も対象)
- 徴収方法
 - ▶ 船代、航空機代に加算
- 使い道
 - > 環境美化
 - > 環境保全
 - ▶ 観光施設の維持整備

* 当初は住民以外を対象とすることを検討していたが、総務省との調整の結果、住民も含むこととなった



資料:渡嘉敷村

【事例2】協力金の場合

「富士山保全協力金」 静岡県, 山梨県

- 「基本1,000円 |
- 徴収方法
 - ▶ 登山道などでの現地徴収
 - ▶ インターネットでの前払い
 - ▶コンビニでの前払い
- 使い道
 - > 環境保全
 - ▶ 登山者の安全対策、サポート
- 協力率(2019年)
 - ▶ 59.8% (静岡県)
 - ▶ 67.2% (山梨県)



【課題】税金の場合

安定的に多くの資金を徴収するには税金のほうがよいが... 住民からも徴収するよう総務省から指導される可能性がある

(例:渡嘉敷村など)

- ▶住民を含めず、観光客だけを対象として徴収できるよう にしたい
 - →どうしても難しい場合でも、<u>実質的に住民の負担</u>をな くす(軽くする)方法を検討

例えば...

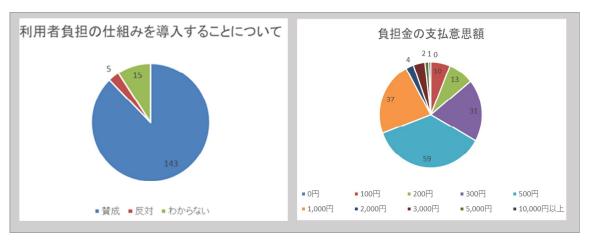
- ・離島割でプラスマイナスゼロ
- ・還付を行って、返金する
- ・年1回だけ支払ってもらい、その分を何らかの形で 補填 など



勉強会で考え方を整理し、役場と連携して総務省との話し合いを進めたい。

【参考】観光客の支払意思

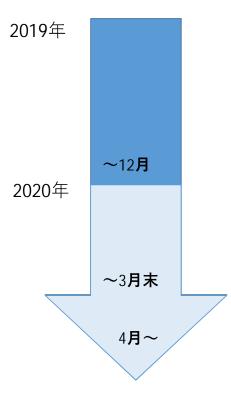
今年度、西表島に来た観光客を対象にアンケートを実施



- 入域料の徴収には大多数(約90%)が賛成
- 支払意思額は500円が最多

13

【検討スケジュール】



- 他地域の事例の収集
- 観光客へのアンケート調査
- 勉強会の実施(今までに3回実施)有識者、地域団体、地元住民、行政などで構成
- 勉強会の継続、住民意見交換会
- 利用者負担の仕組みの計画案策定
- 導入までのロードマップ作成

• 導入に向けた検討の継続

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現

3 竹富町観光案内人条例

観光ガイドの免許制度 遵守事項や質の向上 4 西表島エコツーリズム 推進全体構想 フィールドの利用ルール、

立入り制限等

2 入域料の導入の検討 観光管理の中心となる組織の検討

自然環境保全・観光管理のための資金と実施体制の確保

1 持続的な西表島のための来訪者管理基本計画 観光客の受入方針/受入容量の設定/利用の計画的誘導 など

15

竹富町観光案内人条例

令和2年4月1日から自然体験型観光事業者の適正化を 図るため、新たな竹富町の条例がスタートします。

概要

西表島の陸域(河川域・海岸域を含む)で、自然資源を利活用して観光ガイド事業を行おうとする者は、竹富町へ申請し、 定められた要件を満たし、町長の免許を受けることよって、 事業を行うことができるようになる。

条例と、別に定める規則において、目的、関連する主体それ ぞれの責務、免許申請手続と必要な要件、遵守事項、義務、 処分等が定められる。

条例の目的

この条例は、自然観光事業の適正化を図り、かつ観光案内人に自然環境保全への積極的参画を推進することで、竹富町の自然環境に対する過剰利活用の防止、とりわけ西表島等におけるかけがえのない優れた自然環境及びその生態系の保全に寄与し、以って自然環境資源が観光資源として持続可能性をもって適正に利活用され、かつそれが永続的な地域振興にも資することを目的とする。

地域に根ざした質の高いガイドの 確保・育成を目指す

17

竹富町観光案内人条例

条例が適用される範囲

西表島の陸域全域(河川域、海岸域、主な属島を含む)

- *海岸域については、規則で除外項目を設定
- *海域については別の枠組みでの規制を検討

定義

〇自然観光事業

自然環境資源を利活用して料金を受領する事業をいう。

旅館業、飲食店その他の観光事業者以外の事業者が正業で得た料金の他に別途料金を客から得ることなく西表島等の自然を観光案内する場合も当該事業とみなす。

*規則で除外項目を設定(水牛ガイド、年配者の単発的な集落ガイド等)

〇観光案内人

町長から本条例に基づいて自然観光事業を営む免許を取得した者で、観光 事業者及び観光ガイドをいう。

〇観光旅行者等

自然観光資源を鑑賞、見学、体験等する者。

マスコミ関係者及び調査・研究に従事する者を含める。ただし、竹富町の住民で自然観光資源を私的に鑑賞等する者は、この限りではない。

18

基本理念

- 〇観光案内人は、質の高い自然環境教育の重要な担い手でなければならない。
- ○観光案内人は、自然環境及びその生態系の保全に向けて、 互いにあるいは行政及び関係機関と連携・協働しなければなら ない。
- ○観光案内人は、地域集落の慣習等を最大限尊重するとともに、 地域集落等が主催する行事・活動等に積極的に参加又は参画 する等、地域社会の振興に努めなければならない。

19

関連する主体の責務

竹富町観光案内人条例

〇町の青務

- 竹富町全域における自然環境を保全する責務を有する。
- 基本的かつ総合的な施策を策定、実施。
- ・観光事業者等の知識及び技能の維持向上と質の高い自然環境事業が実践されるよう、各種研修等の実施、支援体制の構築、育成を図る。
- ■観光事業者等の広報活動等を通じて、自然観光資源の持続可能な利活 用の適正化及びその発展を図る。

〇観光案内人の責務

- ・本条例やその他の関係法令を遵守し、西表島の自然環境の保全及び自然環境資源の持続可能な利活用のために、最大限配慮。
- 利用客に対して関係法令を遵守させる。
- 利用客以外の者が関係法令に違反していることを知った場合には、適切に対応するよう努める。
- 竹富町の名誉を毀損しないよう、最大限配慮。

○観光旅行者等の責務

- 観光案内人の指示に従う。町が実施する施策に協力。
- •マスコミ等関係者は西表島等に立ち入る場合、届出を提出。
- ○町民の責務・町が実施する施策に協力。

免許申請手続、必要な要件等

- 〇自然観光事業を営もうとする者は、本条例に基づく手続に従い、町長の 免許を受けなければならない。
- 〇免許を受けようとする者は、次の事項が記載された文書を添えて、町長 に申請しなければならない。
- ■事業者の氏名(法人名)及び住所その他の連絡先
- ・代表者ならびに全てのガイドの氏名及び住所その他の連絡先
- 従業員の総数
- ■事業において利活用する自然環境資源(フィールド)の名称
- 事業者ならびに全てのガイドの身分証明書写し
- 事業者の西表島における事業実績を証明する文書(規則で定める西表島におけるガイド実働年数または日数)
- ■事業を営む上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険の加入証明
- 事業者ならびに全てのガイドの普通救命救急講習の受講証明
- ・西表島内の公民館の所属証明(証明できない者は、地域集落等が主催する行事・活動等への積極的な参加や、地域社会の振興に努めている実績を疎明できる文書)

21

免許申請手続、必要な要件等

竹富町観光案内人条例

- ○観光案内人は、規則に定める登録料を支払わなければならない。
- ○観光案内人は、規則に定める講習、研修等を受講しなければならない。
- 〇観光案内人は、申請時に記載した事項に変更があったとき、または事業 を廃止したときは、速やかに届け出なければならない。
- ○観光案内人の免許は、規則に定める年限ごとに更新しなければならない。
- 〇町長は、観光案内人の氏名、屋号その他の情報を公表しなければならない。
- 〇町長は、事務手続及び講習・研修等の企画実施を、団体等に委託することができる

免許が付与されないケース

〇町長は、申請者(事業者)及びガイドが以下のいずれかに該 当するときには、免許を与えないことができる。

- •事業者あるいはガイドが、心身の障害等により事業を適正に行うことができないと判断された場合
- 事業者が、未成年者
- 事業者あるいはガイドが、破産手続開始決定を受けて復権を得ない
- ■事業者あるいはガイドが、禁固以上の刑または竹富町の条例の過料以上の 刑に処せられ、執行が終わってから5年を経過していない
- ■事業者が、免許取消処分を受けてから3年を経過していない
- ■事業者あるいはガイドが、暴力団員等の場合、または暴力団員等でなくなった日から5年を経過していない
- ★法人の役員が、上のいずれかに該当する場合
- その他、町長が事業を適正に行うことができないと判断した場合

23

竹富町観光案内人条例

遵守事項、義務等

○観光案内人の遵守事項

- •利用者に自然観光資源の利用に関する必要な注意事項等を事前に説明し、同意書に署名。
- ガイド業務中は、免許証を常に携行し、外部から確認しやすい方法で掲げる。
- 町の職員等から免許証の提示を求められたときは、提示。
- ■案内する利用者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、最良の思い出が残るよう最大限配慮。
- 竹富町自然環境保護条例の基本理念の理解と遵守。

〇観光事業者の関係書類の整備

・観光事業者は、規則に定める関係書類を整備、保存し、町に提出。

〇観光案内人の報告義務

- ・自然環境の破壊等の発見時、町長に報告。
- 関係法令または本条例の違反者、無免許営業者も、町に報告。

〇観光案内人及び観光旅行者等の自然環境破壊等に対する原状回復義務、 費用弁済義務

24

指導、勧告及び命令と公表措置 竹富町観光案内人条例

〇町長は、本条例その他の関係法令を遵守していないと認められる観光案 内人及び観光旅行者等に対し、必要な措置を指導、勧告。

- 〇町長は、勧告を受けた者が措置をとらなかった場合、措置を命ずる。
- 〇町長は、観光案内人に対して命令をしたときは、氏名、違反内容等を公 表。
- 〇町長は、免許を取得せずに自然観光事業を営む者も、同様に公表。

行政処分

○町長は、観光案内人が以下に該当する場合に、「免許を取り消し」、また は「1年を超えない範囲内で期間を定めて事業の全部もしくは一部停止」を 命ずる。

- 変更、廃業の届出をしていないことが判明したとき
- 観光案内人が本条例もしくは関係法令の規定に違反したと認めるとき。
- 観光旅行者等、地域住民に故意または重過失によって著しい損害を与え たとき
- 西表島における善良の風俗若しくは正常な風俗環境を著しく害したと認め るとき

竹富町観光案内人条例

その他

〇審議会の設置

本条例の施行または改正に関し、必要な助言を得るために、関係行政機関、 団体または学識経験者等で構成される審議会を設置。

〇条例の見直し

おおむね5年以内に見直し。

今後のスケジュール

竹富町観光案内人条例施行規則の制定 施行規則案(1月末)⇒意見聴取(2月中頃) ⇒施行規則の決定(2月末)⇒施行規則の周知(3月)

申請に必要な講習会等の開催

令和2年4月1日より条例スタート 経過措置期間を設け、申請受付、免許交付

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現

3 竹富町観光案内人条例

観光ガイドの免許制度遵守事項や質の向上

4 西表島エコツーリズム 推進全体構想 フィールドの利用ルール、

立入り制限等

2 入域料の導入の検討 観光管理の中心となる組織の検討

自然環境保全・観光管理のための資金と実施体制の確保

1 持続的な西表島のための来訪者管理基本計画

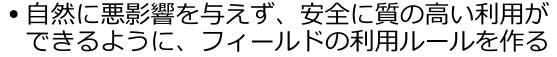
観光客の受入方針/受入容量の設定/利用の計画的誘導など

27

目的

【利用フィールド(山道や川、海など)の課題】

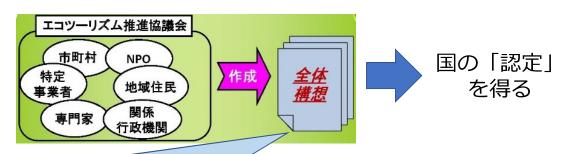
- ▶ 利用フィールドの無秩序な拡散・拡大
- ▶ 利用圧による自然環境への影響
- ▶ 利用集中による利用者の快適性・満足度の低下
- > フィールドの管理者が不明確
- 保全・利用上必要な施設の整備・維持管理の不足



そのために「エコツーリズム推進全体構想」を 作成する

制度の概要(エコツーリズム推進法・全体構想)

- 地域の関係者の協議会で話し合って、「エコツー リズム推進全体構想」を作成
- 国の認定を得ることで、<u>利用のルールや立入り制</u> 限を定められる。



- ・自然観光資源(利用ルール)
- ・特定自然観光資源(ルール+立入り制限)※罰則あり

などを記載29

検討の経緯

- フィールドの利用状況等の調査
- ガイド事業者との意見交換
- 利用ルール策定のために活用できる制度や枠組みの検討

R1年10月

H29年~

- エコツーリズム推進協議会を立ち上げ
- (全体構想の検討を本格的に開始)
 - ガイド事業者と意見交換(ワーキンググループ)
- 11月~1月 **6**つのエリアに分けて利用のルールを検討中

〜全体構想・利用ルールの内容は検討中〜 ※次のスライドからは、現在の検討状況(案)

どこを自然観光資源にするのか(検討中)



ヒナイ川(ピナイサーラ)と西田川などでは、特定自然観光資 源にして立入り制限をかけることを検討中

※規制は観光利用のみ。住民の猟や慣例的利用は制限しない

どんなルールを作るのか(検討中)

利用区分	5	利用の考え方	対象エリア(案)	検討内容(案)
<u>自然観光</u>	一定のルールの下		候補:主な河川や山	①共通の利用ルール・マナー
<u>資源</u>	で観光利用を行う		道など	②自然観光資源ごとの利用ルール・マ
			(図面参照)	ナー
		+立入り制限に	優先検討候補:	①共通の利用ルール・マナー
		ついて検討	・ヒナイ川	②自然観光資源ごとの利用ルール・マ
		(<u>特定自然観光</u>	・西田川	ナー
		<u>資源</u>)	※追加も検討	③総量規制のための立入り制限
<u>保護</u>	基本的に観光利用		推薦地内 かつ	○原則、 <u>観光</u> 利用不可。ただし、実情に
<u>エリア</u>	不可		自然観光資源以外の	照らし入林が可能な内容等を要検討。
			エリア	(例:古道の管理、海岸での休憩等)
オープン	自由な観光利用が		由布島、星砂の浜	○上記の様な利用ルールは設けない
エリア	可能		など	(一般的なマナー等は要検討)

- ※「観光利用」のルール・マナーであって、住民による猟や慣習的な利用などは対象外とする ※担保措置(どうやって守ってもらうか)について
 - ・「ルール」は、観光案内人条例と連携して、遵守するように定める。
 - ・「マナー」は、観光客やガイドに広報周知して、守ってもらうように伝える。
 - ・「立入り制限」は、エコツーリズム推進法によって罰則規定等がある。

どんなルールを作るのか(検討中)

①自然観光資源における共通の利用ルール・マナー(例)

• 動植物や自然への影響の抑制

- 野生動植物をむやみに採捕しない、傷つけない、持ち帰らない、移動させない。(ただし、地元の子供の教育目的で少量の採集、持ち帰りを行うことは可能。)
- 指定されたルート上を歩くこととし、むやみに道を外れない。 (緊急時は例外あり)

・ 迷惑行為の防止

- カヌーやSUPを河川、マングローブ林内、海岸、またはそれらの周辺に日をまたいで放置しない。
- 濡れたり汚れたりしたまま船やバス、飲食店等を利用しない。

33

どんなルールを作るのか(検討中)

①自然観光資源における共通の利用ルール・マナー(例)

• ゴミやトイレの処理

- 食事の残り物等も含めてゴミのポイ捨てを行わず、持ち帰りを 徹底する。
- できるだけ携帯トイレを持参する。

• 安全管理

• 暴風警報、津波警報発令中だけでなく、天候の急変が予想される場合、山や川の異変に気付いた場合は、命を守る行動を最優先し、安全確保に努める。

その他

- 狩猟の罠、刺網やガザミ漁の道具には一切触れないこと。
- 夜間に山道を利用することは控える。山道以外で夜間や早朝の利用を行う際には、安全に十分注意し、ライトの使用や騒音等について、生物や地元住民に十分配慮した行動をとる。

どんなルールを作るのか(検討中)

②自然観光資源ごとの利用ルール・マナー(例)

• 自然観光資源の利用範囲

- 各自然観光資源の利用範囲外(保護エリア)での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、必要な手続きを 行う。
 - ※利用範囲を別途図面に定める。

• 1日あたりの案内客数等の制限

• ガイド1名あたりが案内できる人数は●名までとする。

その他

- ● 滝の滝つぼでは飛込を禁止する。
- ●●の付近は船の徐行エリアとする。

35

どこを「特定」自然観光資源にするのか(検討中)



ヒナイ川 (ピナイサーラ) と西田川などでは、特定自然観光資源にして立入り制限をかけることを検討中

※規制は観光利用のみ。住民の猟や慣例的利用は制限しない。

ヒナイ川(ピナイサーラ)の状況

【現状の問題点】

- 踏圧により歩道上の樹木の根や岩が削られている
- 離合地点での林床の裸地化
- マングローブの根の損傷
- 野外排泄による悪臭の発生
- カヌーの係留
- 保管ヤードの飽和状態
- ピナイサーラの滝つぼのピーク時の過密









37

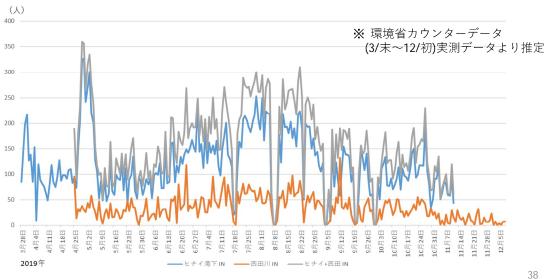
ヒナイ川(ピナイサーラ)の状況

<利用者数>

マーレ川~ヒナイ川:年間3万人強、日最大300人程度

西田川 :年間1万人強、日最大130人程度

• ヒナイ川エリア全体:年間4万人強、日最大360人程度



どんなルールを作るのか(検討中)

③特定自然観光資源の立入り制限

- (1) 事前承認
 - ・エリア内に立ち入る者は事前に町長の承認を得る
- (2)期間
 - ・例:通年にわたり実施
- (3)人数
 - ・例:マーレ川~ヒナイ川:●●人/日

西田川 : ● ● 入/日

ヒナイ川エリア全体: ● ● 人/日 を上限

※各川の上限人数の設定は慎重に検討

(4) その他

・竹富町観光案内人条例に基づく「観光案内人」の免許取得者 等の同行を義務付ける

✓地元住民の利用(イノシシ猟、私的なレクリエーションなど)や歩道の維持管理のための立ち入りなどに関しては、除外規定を設ける

20

全体構想策定のスケジュール

現在

• 全体構想や利用ルールの内容を検討中

2020年

• 全体構想(案)の提出を目指す

半年~:

• 国の関係省庁による全体構想の審査

年程度

• 全体構想の認定・制度運用開始

それ以 降 • 必要に応じて全体構想を見直し